

# ふるさと寄附でまちづくり

## 「つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例」を制定しました

市では、市民の皆さんや、他の地域に暮らしながらつくばみらい市をふるさととして思いを寄せ貢献したい、応援したいという方からの寄附金を募り、それを財源として個性あるまちづくりに役立てるために「つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例」を制定しました。皆さんのまちづくりへの思いを心からお待ちしています。

### ○寄附金の使い方

皆さんからの寄附金は、次の3つの事業に使用させていただきます。寄附される際に、寄附金の使い道を指定してください。

また、寄附金は、指定された事業区分に応じて、「つくばみらい市ふるさとづくり基金」にいったん積み立て、計画的に使用させていただきます。

#### (1)環境共生型まちづくり事業

自然環境との調和と環境への負担の少ないまちづくりなど

#### (2)安心して暮らせるまちづくり事業

健康・福祉サービスの充実と学校教育、社会教育の推進など

#### (3)地域の魅力をいかしたまちづくり事業

産業振興や商業活性化、観光産業の育成など

### ○寄附金の申し込み方法

寄附いただける方へは、「ふるさとづくり寄附申込書」をお送りしますので、電話、ファックスなどで財政課までご連絡ください。



寄附の方法は、金融機関等からの振り込み、現金書留、持参の方法があります。振り込みの場合は、市から「振込用紙」をお送りします。

「ふるさとづくり寄附申込書」は、市ホームページ (<http://www.city.tsukubamirai.jp/>) の「申請書等ダウンロード」コーナーにありますので、ご利用ください。

なお、寄附金は、10000円以上を基本としています。金額は問いません。

### ○税の優遇措置

寄附者が個人の場合は、50000円を超える寄附で所得税上の寄附金控除と地方税法上（住民税）の寄附金控除があります。市が発行する「ふるさとづくり寄附金受領書」を添付して申告していただきます。

また、法人の場合は、法人税法上全額損金算入されます。詳しくはお近くの税務署までお問い合わせください。

### ●申し込みについては、伊奈庁舎財政課

☎ 58 - 2111 (内線1233)

FAX 58 - 5611

### ●税控除については、伊奈庁舎税務課

☎ 58 - 2111 (内線1132)

## 「下水道の日」普及促進展'08

### 下水道いろいろ コンクール開催

9月6日と7日の2日間、小絹水処理センターで開催し、多くの皆さんにご来場いただきました。

市内の小中学生の皆さんが応募してくれた「下水道に関する書道・ポスター・標語・作文・新聞」の作品、本物のマンホールや家の周りの下水配管の模型を展示しました。

また、下水道や処理施設の見学（記念撮影した写真をプレゼント）、スーパールールすくいを催しました。



マンホールの中を探検！



どのポスターもすてきだな！

## 「身近なみどりの整備」を 提案してください

市では、本年度から茨城県が導入した森林湖沼環境税を活用し、住民の皆さんの提案等により通学路・公共施設・住宅団地周辺の森林をきれいにしたり、自然体験活動の場として森林の整備などを行います。整備に当たっては、市と森林所有者等との間で、十年間の森林保全に関する協定を結ぶことが条件です。

大切な森林を将来に引き継ぐために、市民の皆さんのご提案をお寄せください。ご協力をお願いします。

問 谷和原庁舎農政課 ☎58-2111内線8152～8153

### 鈴木等氏に すずきひとし

### 文部科学大臣表彰

このたび、市保健福祉部長の鈴木等氏が、「平成20年度視聴覚・情報教育功労者、文部科学大臣表彰」を受賞しました。

